

# 成年後見制度についてご存知ですか？ ～9月は九都県市合同の成年後見制度普及促進月間です～



## あなたの権利と財産を守ります

### 成年後見制度を考えてみませんか

九都県市（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は認知症の人などの権利を擁護するために成年後見制度の利用を促進します。

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない人に、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

#### 任意後見制度

本人に判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人が選んだ任意後見人に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。手続きや費用は、公証役場にお問い合わせください。

#### 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になったあと、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。本人

の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

制度の利用や申し立てについての相談を、長寿いきがい課、障がい福祉課、地域包括支援センター、日高市社会福祉協議会でお受けしています（相談内容により、専門機関を紹介する場合があります）。

**問い合わせ** 長寿いきがい課高齢者支援担当  
(1階⑤番窓口)

下記サイトをご利用ください。



厚生労働省成年後見制度利用  
促進ポータルサイト  
裁判所後見ポータルサイト▶



## 特定健康診査と肺がん・結核検診、 大腸がん検診が一緒に受けられます

特定健康診査（特定健診）は、死亡原因の約6割を占める心筋梗塞、脳卒中などの生活習慣病の予防や早期発見のために、メタボリックシンドロームに着目した健康診断です。新型コロナウイルス感染症への感染の懸念から受診控えが続いています。生活習慣病の早期発見には、定期的な特定健診の受診が重要です。年に一度、受診しましょう。特定健診と肺がん・結核検診および大腸がん検診も一緒に受けられますので、ぜひご利用ください。受診した人には会場でマスクをプレゼントします。

詳しくは、5月に郵送している受診券と同封のお知らせをご覧ください。



#### 日時・場所

- ①11月6日(土)午前・保健相談センター
- ②11月16日(火)午前・高萩公民館

※申し込み後、個別に受付時間をお知らせします。

**対象** 市国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人

※肺がん・結核検診および大腸がん検診は、年度内に1人1回受診できます。本年度で40歳になる人は、誕生日以降からがん検診が受けられます。

**人数** ①80人 ②60人

**申し込み** 9月7日(火)午前8時30分以降に、電話で下記へ

#### 問い合わせ

保険年金課国民健康保険担当(1階③番窓口)

#### 後期高齢者医療制度に加入している人へ

後期高齢者医療制度に加入している人も、健康診査と肺がん・結核検診および大腸がん検診を同時に受診できます。

実施の日時、場所、申し込み等は、特定健康診査と同様です。

#### 問い合わせ

保険年金課国民年金・医療費担当  
(1階④番窓口)